

復興特区における税制及び減収補填の特例措置

(1)被災地の雇用機会の確保のための税制上の特例措置

特定復興産業集積区域内において、雇用機会の確保に寄与する事業を行う個人事業者又は法人を対象とした以下の措置。

いずれか選択適用

法人税等の
特別償却
又は
税額控除
(法37条)

機械等減価償却資産に係る特別償却

取得等期間 資産の区分	～R7.3.31	R7.4.1～ R8.3.31
機械及び装置	50%	45%
建物及びその附属設備 並びに構築物	25%	23%

選択
適用

機械等減価償却資産に係る税額控除(※1)

取得等期間 資産の区分	～R7.3.31	R7.4.1～ R8.3.31
機械及び装置	15%	14%
建物及びその附属設備 並びに構築物	8%	7%

※1 税額控除は、税額の20%が限度。但し、4年間の繰り越しが可能。

法人税等の
税額控除
(法38条)

被災雇用者等に対する給与等支給額の税額控除(※2)

指定日	～R7.3.31	R7.4.1～R8.3.31
控除率	10%	9%

※2 指定後5年間、税額の20%が限度。

研究開発
税制(法39条)

研究開発用資産に係る特別償却

取得等期間	～R7.3.31	R7.4.1～ R8.3.31
中小企業者等(※3)	50%	45%
中小企業者等以外の者	34%	30%

+

左記開発研究用資産の
償却費の一部を税額控除

※3 租税特別措置法第10条第8項第6号に規定する中小事業者又は第42条の4第19項第7号に規定する中小企業者若しくは同項第9号に規定する農業協同組合等。

(2)地方公共団体の地方税に係る課税免除又は不均一課税による減収に対する補填措置(法43条)

特定復興産業集積区域内における(1)の地域の雇用機会の確保に寄与する事業に係る事業税、不動産取得税又は固定資産税の課税免除又は不均一課税を行った場合の地方公共団体の減収に対し、震災復興特別交付税により補填。(事業税・固定資産税は投資から5年)

取得等期間	R6.4.1～R7.3.31
減収補填の上限額	10/10

指定を受けた個人事業者又は法人(※1)が、特定復興産業集積区域において、令和8年3月31日までの間に取得等し事業の用に供した機械・装置及び建物等について、特別償却又は税額控除(※2)ができる。

○ 特別償却・税額控除の率(特別償却と税額控除は選択適用)

【特別償却】

取得等期間 資産の区分	令和7年3月31日まで	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで の間
機械及び装置	50%	45%
建物及びその附属設備並びに構築物	25%	23%

【税額控除】

取得等期間 資産の区分	令和7年3月31日まで	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで の間
機械及び装置	15%	14%
建物及びその附属設備並びに構築物	8%	7%

(※1) 東日本大震災により多数の被災者が離職を余儀なくされ、又は生産活動の基盤に著しい被害を受けた地域における雇用の確保に寄与する事業等を行う者として指定を受けた個人事業者又は法人。

(※2) 当期の税額の20%相当額を限度。なお、20%相当額を超えた部分の金額については、4年間、繰越控除できる。

○ 建築物整備事業の対象資産要件((1)又は(2)のいずれか)

(1) 耐火建築物であること、かつ、次のいずれかを満たすこと

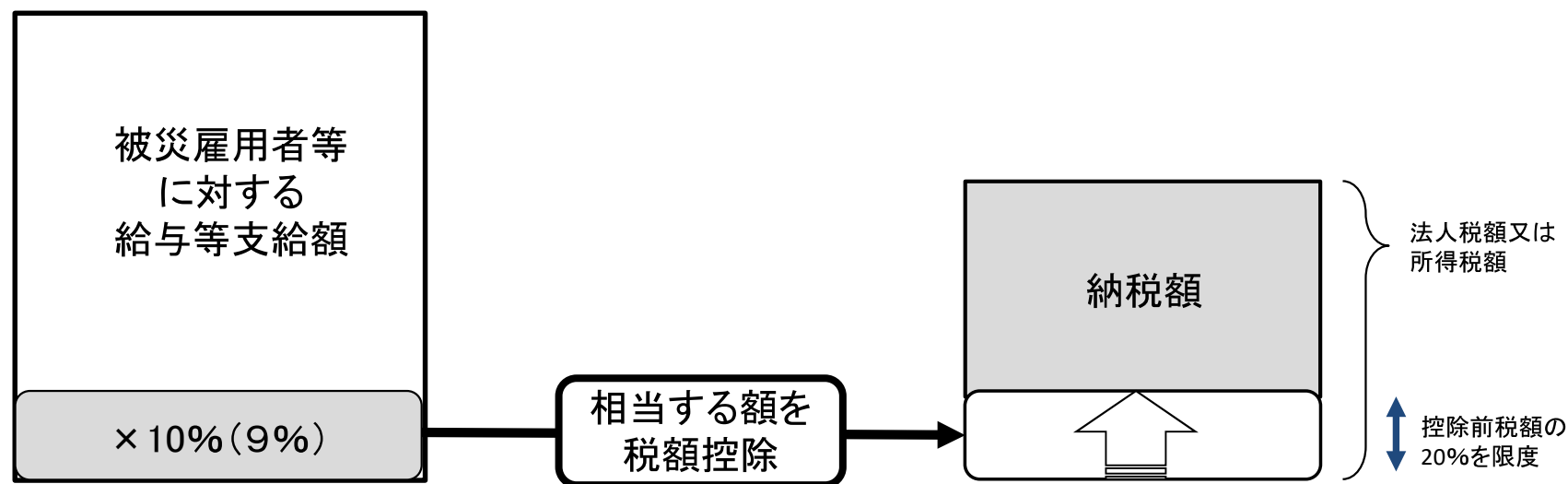
- ・延べ面積 1,500㎡以上
- ・地上階数3以上・屋上広場
- ・公共施設用土地面積割合 100分の30以上
- ・利便増進施設の整備費用額 5,000万円以上

(2) 「まちなか再生計画」に位置付けられた賃貸用建築物であること(非耐火建築物であっても可)、かつ、次のいずれかを満たすこと

- ・延べ面積 750㎡以上
- ・公共施設用土地面積割合 100分の30以上
- ・利便増進施設の整備費用額 2,500万円以上

※ 本特例措置<法第37条>、被災者雇用の特別控除<法第38条>は選択適用。

令和8年3月31日までの間に指定を受けた個人事業者又は法人(※1)が、指定を受けた日から5年の間の特定復興産業集積区域内の事業所における被災雇用者等(※2)に対する給与等支給額の10%(令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に指定を受けた個人事業者又は法人については、9%)を、税額の20%を限度として控除ができる。



()内は、令和7年度に指定を受けた場合。

(※1) 東日本大震災により多数の被災者が離職を余儀なくされ、又は生産活動の基盤に著しい被害を受けた地域における雇用機会の確保に寄与する事業を行う者として指定を受けた個人事業者又は法人。

(※2) 被災雇用者等は次のいずれかに該当する者。

- ① 平成23年3月11日時点で特定被災区域内の事業所で勤務していた者
- ② 平成23年3月11日時点で特定被災区域内に居住していた者

指定を受けた個人事業者又は法人^(※1)が、特定復興産業集積区域において、令和8年3月31日までの間に取得等し事業の用に供した開発研究用資産について、特別償却ができる。

また、当該特別償却の対象となる開発研究用資産の償却費について、研究開発税制の特別試験研究費とみなして、税額控除ができる。

	特別償却
	R6.4.1～R8.3.31
中小企業者等 ^(※2)	50% (45%)
中小企業者等以外	34% (30%)

左記に加え



	税額控除
	R6.4.1～R8.3.31
大学等との共同研究	30%
ベンチャー等との共同研究	25%
その他の者との共同研究等	20%

()内は、令和7年度に取得等した場合。

(※1) 東日本大震災により多数の被災者が離職を余儀なくされ、又は生産活動の基盤に著しい被害を受けた地域における雇用機会の確保に寄与する事業を行う者として指定を受けた個人事業者又は法人。

(※2) 租税特別措置法第10条第8項第6号に規定する中小事業者又は第42条の4第19項第7号に規定する中小企業者若しくは同項第9号に規定する農業協同組合等。